

令和2年(2020年)3月6日

保護者各位

札幌市子ども未来局支援制度担当部

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の
利用者負担額の取り扱いについて

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育等の御協力についてお願いしているところですが、このたび、保育所等が臨時休園等した場合の利用者負担額の取扱いについて下記の通りといたしますので、お知らせいたします。

なお、減額後の利用者負担額については、その月の登園しなかった日数の確定後に計算するため、翌月以降の決定となる見込みです。大変恐縮ですが、利用者負担額については、一旦、満額でお支払いいただき、後で還付処理となる予定ですので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 札幌市の要請・同意により、以下のとおり、1か月当たり6日間以上保育所等が休園となった場合及び保育所等に登園しなかった場合について、日割り計算とします。

- ①子ども等の感染が発覚し、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ②地域の公衆衛生の観点から、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ③保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、札幌市から登園回避の要請・同意を行い、登園しなかった場合
- ④札幌市の要請・同意により、家庭での保育に協力し、保育所等に登園しなかった場合

【裏面に続く】

2 上記①～④のいずれかに該当し、1か月当たり6日間以上保育所等を利用しなかった場合については、下記の計算式により利用者負担額を日割り計算し減額します。

〈計算式〉

減額後の利用者負担額

＝ 利用者負担額（月額）×その月の臨時休園等の日^(※)を除く開所日数÷25
（10円未満端数切捨）

※ 札幌市の要請・同意により保育所等に登園しなかった日も含む。

3 減額の適用について

このたびの、札幌市からの新型コロナウイルス感染症に伴う家庭保育等の御協力へのお願いにつきましては、令和2年2月27日付け及び3月3日付けの文書にてご連絡しておりますので、2月につきましては、市の要請により保育所等を利用しなかった日数は6日間以上とはならないことから、2月の利用者負担額の減額の適用はありませんのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課
保育料係 電話 011-211-2987